

**成年後見制度の利用促進に関する取組み**  
(松本市成年後見制度利用促進基本計画)

## 1 計画の基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨(目的)

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方々を、法律的に支援し、保護するため、平成 11（1999）年の民法の一部改正により、従来の禁治産者制度が見直され平成 12（2000）年 4 月から開始された制度です。

我が国では高齢化が進み、認知症高齢者の増加や、知的、精神障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となっています。

こうした中で、平成 28（2016）年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）と、平成 29（2017）年 3 月に閣議決定された「成年後見利用促進基本計画」で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、その中核となる機関（以下「中核機関」といいます。）の設置など、既存の支援の見直しや体制整備に向けた取組みが求められています。

本市では平成 23（2011）年 4 月から、松本市社会福祉協議会が開設した成年後見支援センターかけはし（以下「かけはし」といいます。）を、2 市 5 村（松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）の補助金により運営してきましたが、今後は市村の責務として委託による設置とし、必要な人が成年後見制度を利用できるよう体制を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを行う必要があります。

国の基本計画では、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされたことから、施策を進めるため、本市の基本計画を策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「松本市地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「松本市障害者福祉計画」とその他関連計画との整合、連携を図ります。

## 2 成年後見制度利用に関する現状と課題

人口減少と少子高齢化が進み、令和 7（2025）年には団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に達することから、高齢者に関する課題は今後も本市が地域と取り組む生活課題のひとつと考えられます。

とりわけ地域包括支援センターに寄せられる権利擁護、中でも成年後見制度に関する相談は増加

傾向にあります。

今後も支援を必要とする認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者、また、制度を必要とする知的障害者や精神障害者が多くなることが予想され、成年後見制度への需要が更に高まることを見込まれます。

【地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数】

年度	相談件数 (件)		割合 (%)
		成年後見相談件数	
平成29年度	1,174	344	29.3
平成30年度	1,352	371	27.4
令和元年度	1,673	275	16.4
令和2年度	1,146	308	26.9

【成年後見制度首長申立件数】

年度	高齢者 (件)	障害者 (件)
平成29年度	12	5
平成30年度	19	5
令和元年度	13	1
令和2年度	20	1

### 3 成年後見制度利用促進の基本的理念

本市では、成年後見制度を必要な人が利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

#### (1) 地域連携ネットワークの役割

##### ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態にあるにも関わらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

##### イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、行政が一次相談窓口として機能する体制を強化します。

##### ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

## (2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

### ア 本人を後見人等とともに支える「チーム」支援

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援に結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

### イ 協議会等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制を構築します。

このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、多職種間での更なる連携強化を図り、地域課題の検討・調整・解決などを行います。

## (3) 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門職や、地域の関係者等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

## (4) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人等支援機能」の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、「不正防止効果」にも配慮します。

### ア 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるできない人を発見し、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、関係機関等と連携しながら広報活動が地域で活発に行われるよう配慮します。

### イ 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。一次相談機関を本市担当課、二次相談機関をかけはしとし、相談窓口を明確化します。市長申立を含め、権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精

査と、必要な見守り体制に係る調整等を行います。

ウ 成年後見制度利用促進機能

(ア) 受任調整（マッチング）等の支援

a 親族後見人等候補者への支援

後見人等になるふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人等になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

b 市民後見人等候補者への支援

市民後見人が後見等を受任するのがふさわしいケースについては、市民後見人等候補者へのアドバイス、後見人等になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

c 受任調整（マッチング）等

中核機関は、専門職団体及び法人後見を行える法人と連携するとともに、今後養成された市民後見人等候補者の名簿を整備することにより、後見人等候補者の受任調整を行います。

d 家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人等候補者の的確な推薦や後見人等への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所には協議会にオブザーバーとして参加を依頼します。

(イ) 担い手の育成・活動の促進

市民後見人等の積極的な活用が可能となるよう、かけはしと連携し、養成講座等開催し、活用を推進します。

(ウ) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業の対象者のうち、利用者の状況に応じて、成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

エ 後見人等支援機能

中核機関は、親族後見人等や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人等と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者（ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市担当課など）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において、法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見等業務が円滑に行われるよう支援します。

#### オ 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっています。こうしたことから、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果もあります。

このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、被害を最小限に食い止めることにもなります。

また、これまでは後見人等において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくするなど、より適切・柔軟な運用が広がります。

### (5) 中核機関の概要

成年後見制度の利用を促進するために必要とされる、さまざまな関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関として、弁護士会や司法書士会などの専門職団体をはじめ、家庭裁判所や医療福祉関係団体と連携して、相談対応や後見人等候補者の調整等を行います。

#### ア 設置形式

2市5村の関係課及び既存の成年後見支援センターの機能に中核機関の機能を加えた、2市5村の業務委託による広域設置とします。

#### イ 機能

##### (ア) 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、成年後見制度の全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネートを行います。

2市5村が担い、輪番制で幹事役となります。

##### (イ) 事務局機能

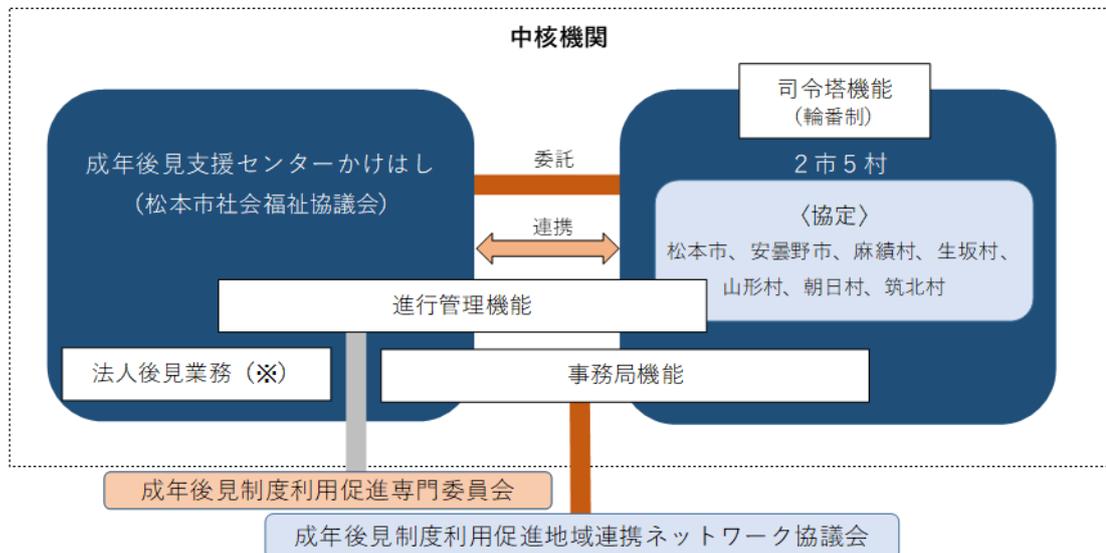
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会（松安筑成年後見ネットワーク協議会）の運営を行います。政策的なものは幹事市村（司令塔機能）が担い、関係する事務は、かけはしが担います。

##### (ロ) 進行管理機能

地域における支援方針の検討、専門的判断を担保する機能で、2市5村、かけはしで分担して行います。

- a 広報・啓発・相談窓口
- b アセスメント・支援機能
- c 成年後見制度の利用促進
- d 後見人等への支援

(I) 設置イメージ



※法人後見業務...成年後見支援センターかけはしが法人として後見人等を受任し、行う業務

## 4 成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

## 5 計画の基本方針(目標)

本市では、地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進を図り、専門職団体との連携や必要な体制整備を行うとともに、国の基本計画に基づき、以下の施策を推進します。

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を目指します。

### (2) 必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築

- ア 成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指します。
- イ 相談窓口の強化と、制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

### (3) 適切な制度利用の実現と後見人等への支援

- ア 市民や専門職に対する周知、研修を行います。
- イ 市民後見人等を養成し、制度の利用を推進します。
- ウ 不正の未然防止を図るとともに、地域の後見人等の支援体制を整備します。

## 6 具体的施策

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

- ア 利用者の把握と早期発見・早期支援  
医療や福祉関係者、民間企業等との地域連携ネットワークにより、利用者を早期に把握し、本人のニーズに合った支援を行います。
- イ 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実  
成年後見人等が制度利用者に対し、財産管理のみならず身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意思を尊重した福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がされるよう、チームによる支援を行います。
- ウ 他のサービスとの一体的提供
  - (ア) 速やかに必要な制度利用につながられるよう、権利擁護支援の向上を図り、他の公的サービスと連動した一体的な提供を行います。
  - (例) 日常生活自立支援事業からの移行
  - (イ) 首長申立による後見等の申立てを適切に行うことで、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用につなげます。あわせて必要に応じて成年後見制度利用支援事業につなげます。

### (2) 必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築

- ア 地域連携ネットワークの構築  
弁護士会や司法書士会などの専門職団体をはじめ、家庭裁判所や医療福祉関係団体や地域関係者などと連携・協力し、支援を行う体制を構築します。
- イ 実施体制の整備
  - (ア) 制度利用の促進に関する「成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会（松安筑成年後見ネットワーク協議会）」や地域連携ネットワークの中核となる中核機関を設置します。
  - (イ) 「成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会」は、医療・福祉・司法等各分野の専門職や、民生委員、金融機関などの地域関係者で構成され、成年後見制度利用促進に関する協議を行い、幅広い意見を施策につなげる場とします。
  - (ウ) 中核機関は、地域包括支援センターの総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に活かし、成年後見制度に関する一次相談窓口の機能を担い、関係機関との連携を図ることで制度利用が必要な人を早期に把握し、制度利用につなげます。



